

昭和四年四月十五日第三種郵便物

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日の翌
日)

目次

- ◇規則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則
- ◇訓令 鳥取県公印規程の一部を改正する訓令
- ◇人委規則 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

規則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年七月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第六十八号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一節 部、課、秘書課、企画室及び内部組織の設置(第五条・第六条)」を「第一節 部、課、秘書課及び内部組織の設置(第五条・第六条)」に、「第二款 課、秘書課及び企画室(第八条―第十三条)」を「第二款 課及び秘書課(第八条―第十三条)」に改める。

第二条第二項中「及び企画室」を削る。
第二章中「第一節 部、課、秘書課、企画室及び内部組織の設置」を「第一節 部、課、秘書課及び内部組織の設置」に改める。
第五条中「総務部」を「**企画部**」に改める。

第六条の見出し中「、企画室」を削り、同条第一項中「及び企画室」及び「、企画室に内部組織として参事を」を削る。

第六条第二項の表中

統計課	企画調整係・人口生計係・農林教育係・商工係・普及係・統計資料室
検査課	

を

企画部	検査課	經理室
	県民課	
	企画開発課	
	交通対策課	
	統計課	企画調整係・人口生計係・農林教育係・商工係・普及係・統計資料室

に改める。

第七条の総務部の項第五号中「統計、」を削り、同条同項の次に企画部の項として次のように加える。

- 一 県の総合企画及び連絡調整に関する事項
- 二 統計に関する事項

三 陸運事務所に関する事項

第二章第二節中「第二款 課、秘書課及び企画室」を「第二款 課及び秘書課」に改める。

第八条を次のように改める。

(秘書課の分掌事務)

第八条 秘書課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 知事及び副知事の秘書に関すること。

二 行幸啓その他皇室に関すること。

三 庁中儀式に関すること。

第九条の統計課の項を削り、同条の次に次の一条を加える。

(企画部各課の分掌事務)

第九条の二 企画部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

県民課

一 青少年問題対策に関すること。

二 消費者保護対策に関すること。

三 部内各課の予算経理、連絡協調及び庶務に関すること。

四 その他部内他課の主管に属しないこと。

企画開発課

一 総合開発計画の策定及び促進に関すること。

二 新産業都市建設の促進に関すること。

三 過疎地域の振興に関すること。

四 地方行政連絡会議に関すること。

五 知事会議に関すること。

交通対策課

一 交通安全対策に関すること。

二 乗合バスの運行確保対策に関すること。

三 鉄道建設促進対策に関すること。

四 陸運事務所に関すること。

五 その他交通対策に関すること。

統計課

一 国勢調査に関すること。

二 人口統計、労働統計、教育統計、住宅統計、事業所統計、農林水産統計、商工統計及び消費統計に関すること。

三 県経済連関統計及び県民所得の推計に関すること。

四 統計思想の普及及び統計指導に関すること。

五 その他他課の所掌に属しない統計に関すること。

第十五条第一項中「課、秘書課及び企画室」を「課及び秘書課」に改め、

同条第二項中「企画室に次長及び副参事を」を削り、同条第三項中「又は副参事」及び「又は企画室」を削る。

第十六条中「課、秘書課及び企画室」を「課及び秘書課」に改める。

第十七条中「企画室にあつては企画室長が」を削る。

第十八条の表中

第十八条の表中

鳥取県総合開発審議会

鳥取県総合開発審議会条例(昭和二十五年八月鳥取県条例第四十三号)第一条及び第二条の規定による総合開発計画及び特定地域総合開発計画についての調査審議並びに知事に対する報告又は勧告に関する事務

鳥取県新市町村建設促進審議会	鳥取県新市町村建設促進審議会	鳥取県青少年問題協議会	中海地区新産業都市建設協議会
鳥取県新市町村建設促進審議会設置条例(昭和三十一年九月鳥取県条例第四十六号)第一条の規定による新市町村建設計画の調整その他その実施の促進及び未合併町村の町村合併の推進に必要の調査及び審議に関する事務	鳥取県新市町村建設促進審議会設置条例(昭和三十一年九月鳥取県条例第四十六号)第一条の規定による新市町村建設計画の調整その他その実施の促進及び未合併町村の町村合併の推進に必要の調査及び審議に関する事務	鳥取県青少年問題協議会設置条例(昭和二十八年十月鳥取県条例第四十六号)第一条の規定による青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の調査審議、関係行政機関相互の連絡調整並びに知事に対する意見具申に関する事務	新産業都市建設促進法(昭和三十七年法律第百十七号)第十条の規定による新産業都市に係る建設基本計画の作成及びその建設の促進に関する重要事項の調査審議に関する事務
		企画室	

を

を

鳥取県建設工事紛争審査会	中海地区新産業都市建設協議会	鳥取県総合開発審議会	鳥取県青少年問題協議会	務
建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十条の規定による建設工事の請負契約に関する紛争についての斡旋、調停及び仲裁に関する事務	新産業都市建設促進法(昭和三十七年法律第百十七号)第十条の規定による新産業都市に係る建設基本計画の作成及びその建設の促進に関する重要事項の調査審議に関する事務	鳥取県総合開発審議会条例(昭和二十五年八月鳥取県条例第四十三号)第一条及び第二条の規定による総合開発計画及び特定地域総合開発計画についての調査審議並びに知事に対する報告又は勧告に関する事務	鳥取県青少年問題協議会設置条例(昭和二十八年十月鳥取県条例第四十六号)第一条の規定による青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の調査審議、関係行政機関相互の連絡調整並びに知事に対する意見具申に関する事務	
		企画開発課	県民課	

を

に

鳥取県建設工事紛争審査会	建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十条の規定による建設工事の請負契約に関する紛争についての斡旋、調停及び仲裁に関する事務
鳥取県砂対策審議会	鳥取県砂対策審議会条例(昭和四十五年七月鳥取県条例第三十五号)第一条の規定による砂の安定供給の確保に関する基本的かつ総合的な施策の調査審議に関する事務
管理課	

に

改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(鳥取県会計規則の一部改正)

2 鳥取県会計規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「、企画室」を削る。

(鳥取県物品事務取扱規則の一部改正)

3 鳥取県物品事務取扱規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項及び第二項中「、企画室」を削る。

(鳥取県予算規則の一部改正)

4 鳥取県予算規則(昭和三十九年六月鳥取県規則第三十六号)の一部を

次のように改正する。

第二条第一号中「、企画室長、都市開発局長」を削る。

(鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正)

5 鳥取県本庁事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条中「(企画室長を含む。以下同じ。)」及び「及び参事」を削る。

第六条第一項の表中「(企画室を含む。)」及び「副参事」を削る。

別表第二課長共通専決事項の欄第二十号中「企画室参事及び」を削る。

別表第三企画室の項及び統計課の項を削る。

(鳥取県文書管理規則の一部改正)

6 鳥取県文書管理規則(昭和四十三年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「及び鳥取県行政組織規則第六条第一項の規定により設置された企画室」を削り、同条第四号を次のように改める。

四 課 鳥取県行政組織規則第六条第一項及び第二項の規定により設置された秘書課及び課並びに出納室をいう。

第二条第七号中「、副参事」を削る。

「企画室

別表第二中

総務班 企総
 県民班 企県
 開発班 企開
 交通対策班 企交

を削り、「統計課 統」
 検査課 検」

「検査課 検

企画部
 企民課 企民
 企画開発課 企開
 交通対策課 企交

に改める。

訓 令

鳥取県訓令第五号

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和四十五年七月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令

鳥取県公印規程(昭和二十六年十月鳥取県訓令甲第二十一号)の一部を次のように改正する。

別表中

九部長印	
第一号	鳥取県 部長印
第二号	鳥取県 部長印
鳥取県 部長印	鳥取県 部長印
二二ミリメ 一トル平方	二二ミリメ 一トル平方
広報文書課長	広報文書課長

を

九部長印
第一号
鳥取県 部長印
二二ミリメ 一トル平方
広報文書課長

に、

第三号	鳥取県 部長印
二二ミリメ 一トル平方	二二ミリメ 一トル平方
広報文書課長	広報文書課長

を

第五号	鳥取県 部長印
二二ミリメ 一トル平方	二二ミリメ 一トル平方
主務所長	主務所長

に改める。

この訓令は、昭和四十五年七月十六日から施行する。

人事委員会規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年七月十六日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十六号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則(昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の本庁の項中

「部 部長」を「部 長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。